

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会 「2020年度定時総会」(書面決議)

開催日時／2020年6月9日(火)16時～17時

開催場所／JAIA事務局会議室

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の定時総会は、会場へ実際に来場するのではなく、事前に会員に審議案件・総会資料を郵送。書面による議決権行使をいただくスタイルで実施した。

議決権のある社員の総数216名(総社員の議決権数9845個)、出席社員数は144名(出席社員の議決権数8266個)。これにより総会は適法に成立となった。なお、定款20条2項に基づく議事録署名人は、柴田健理事、上山辰美理事。

【第1号議案】

2019年度事業報告決算報告及び監査報告承認の件

「貸借対照表」「正味財産増減計画書」「貸借対照表及び正味財産増減計画書の付属書類(財産目録を含む)」について、異議なく承認可決された。

【第2号議案】

任期満了に伴う役員選任の件

理事会から推薦されている理事及び監事候補者につ

いて、全24名の選任が決議された。

【報告事項】

2020年度事業計画及び収支予算の件

2020年4月1日～2021年3月31日における事業計画(2～3ページに掲載)及び収支予算について説明された。

※総会終了後、新役員による理事会を書面にて実施し、正副会長、専務理事、常務理事の選任を行った。新役員は5ページ参照。



昨年の総会会場

「ゲームセンター」の新型コロナウイルス感染症対策と風適法との関係について

新型コロナウイルス感染症対策のため、飛沫感染を防ぐ措置として、ゲームセンターにおけるガイドライン等で「遮蔽板」などにより隣接距離を保つことなどを行っておりますが、その対策と風適法で定められている条項との関係について、このたび協会本部より当局に問い合わせ、下記のような指針(回答)をいただきました。

- ① 遮蔽板等を営業所に設置する場合は、構造及び設備の技術上の基準を満たすか確認を行ったり、法第9条第1項の承認、第3項の届出等の手続きが必要になると考えられますが、今般のコロナウイルスの関係で、当庁では次のような特例措置を設けております。
新型コロナウイルス感染症対策として風俗営業及び特定遊興飲食店営業の営業所にアクリル板等

を設置する場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、法第9条第1項の承認及び第3項の届出(法第31条の23で準用する場合を含む)を要しない扱いとする。

ア 客席内部の見通しを妨げるものではないこと(素材が無色透明であること)

イ 営業所の壁等の工事をすることなく設置でき、撤去がく容易なものであること

これに該当するか判断に迷う場合は、管轄警察署にお問い合わせください。

- ② ゲーム機の筐体に遮蔽板を直接貼り付けて固定する場合に関し、ゲーム機の筐体に直接貼り付けて固定する遮蔽板については、ゲーム機の筐体寸法内(遮蔽板の厚みは除く)に収まるものであれば、透明であるか否かを問わず変更届は必要なしとします。

＜ゲーム機の間引き対応の場合＞

飛沫感染対策として、ゲーム機間に隣接距離間の確保を行う場合には、変更届の必要なしとします。

(風適法解釈運用基準第17の1の(3)④ 届出を要しない変更)



AOU、JAMMAが残した軌跡をこれからはJAIAが、新たな未来に向かい繋いでまいります。

2020年度事業計画

AMマシン事業部

1. アミューズメント産業に関する調査研究及び業界統計の作成

(1) 景品提供営業のあり方に関する調査研究 (AMプライズ委員会)

消費者に適正な景品を適切な方法で提供することを目的として、次の事業を行う。

- ①「景品提供営業のガイドライン」、及び「景品安全確保ガイドライン」等の広告掲載を行うなど周知徹底を図り、景品提供営業の適正化を推進する。
- ②消費者に適正な景品を提供するため、業界としての適正景品を規定し、該当する旨を表示する「アミューズメントプライズマーク制度」の事業を行う。
- ③オンラインクレーンゲームの適切な運営に向け、情報収集を行うとともに啓もう活動を行う。

(2) 知的財産の確立に関する調査研究 (調査・統計部会)

- ①会員の有する知的財産権の確立、及び保護を目的として特許・意匠等の登録出願の際に必要な上掲・商標の使用等、証明書の発行を行い、会員の知的財産権の確立に協力する。
- ②会員相互の知的財産権に係わる国内外問題を支援するため、研修会・勉強会等の実施に向けた取り組みを行う。
- ③会員の商品開発及びこれに伴う技術開発に関する情報の蓄積に資するため、業界誌等による情報収集を行うとともに、会員がいつでも閲覧できる環境を整備する。

(3) AM機の健全化及び啓蒙に関する調査研究 (倫理基準の運用) (倫理委員会)

- ①アミューズメントマシンの健全性を保ち、消費者に適正なマシンを提供するため、表示マーク制度を「健全化を阻害する機械基準」に基づいて運用し、健全な機械の製造、販売及びオペレーションが適切に行われるよう表示マーク制度の啓蒙活動を行う。
また、業務用VR機器等における映像表現について検討を行うとともに、必要に応じ機械基準の見直しを行う。
- ②ジャパン アミューズメント エキスポ等の機会を利用して、表示マーク制度の業界内外への啓蒙活動を行う。
- ③アミューズメント施設への「健全化を阻害する機械基準」の啓蒙活動を行う。

2. アミューズメント産業に関する技術の開発研究・標準化の推進

(1) 関係法令等の検討作業への協力 (AM技術委員会)

安全・安心なアミューズメントマシンを消費者に提供するため、国が行う技術的な関係法規や基準等の検討を行う各種委員会に委員を派遣し、検討作業に協力するとともに、会員企業に速やかに情報提供を行う。

(2) JIS企画の策定事業 (AM技術委員会—JIS検討分科会)

当協会において改正発行を行い平成30年5月に国の整合規格に採用されたJIS規格「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-82部: サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項」について、安全性の確保と国際規格との整合性を維持すべく、関係機関と協調して情報収集等を行うとともに、必要に応じてこれに関連した協会独自のガイドラインの見直し作業を行う。

3. アミューズメント産業に関する情報の収集及び提供

(1) アミューズメント文化の振興 (業界プロモーション、アミューズメント産業情報の収集、協会機関紙等による情報発信、HPコンテンツ拡充、ゲームの日運営、業界統計調査) (調査統計部会—統計調査特別委員会/広報活動部会/キャッシュレス決済推進特別委員会)

- ①アミューズメント業界の楽しさや、現状を広く一般に理解してもらうため、協会ホームページを活用した業界プロモーション活動を実施する。「JAIAホームページ (URL =

<http://www.jaia.jp>」を運営し、世界に向け発信する。

また、各種メディアでの業界関連記事を増やすことを目的に、統計資料や業界ピックアップ等のコンテンツをマスコミ向けに提供し、業界の話題の露出増加を図り、最終的には消費者のアミューズメント産業への理解促進につながるよう活動を行う。

- ②消費者に適切なアミューズメント機器を提供するため、行政機関や関連団体等からの各種情報の収集に努めるとともに、会員への周知徹底を図る。
- ③消費者に対し、アミューズメント機器の楽しさや、アミューズメント業界の現状を広く一般に理解してもらうため、展示会等の機会を利用してマスコミに向けた業界動向、協会活動等についての情報発信を行う。
- ④協会ホームページ等を通じて、省庁からの連絡等をはじめとした各種情報の提供を速やかに行い、会員の事業推進のサポートを行う。特に本年は新型コロナウイルスの感染拡大によるアミューズメント業界への影響を軽減するため、国の施策等を速やかに発信する。
- ⑤協会広報紙「JAIAプレス」を発行し、JAIAの活動内容及びアミューズメント業界に関する時宜にあった情報提供を積極的に行う。
- ⑥消費者を対象とした「ゲームの日」等の一般参加型のイベントを実施し、国民の余暇活動の充実を図る。
- ⑦アミューズメント業界のキャッシュレス化に向けた調査研究を行い、速やかな導入を進めることで消費税の適正な転嫁を図る。
- ⑧長期に亘り低迷を続けるメダルゲームジャンルについて調査研究を行い、ジャンルのてこ入れを図るとともに、活性化を行う。
- ⑨アミューズメント産業の一層の発展に資することを目的として、年1回の実態調査を行い、アミューズメント産業界の現状を精査する。また、得られた調査結果を「実態調査報告書」としてまとめ、業界内外に提供して、業界理解の促進に努める。
- ⑩アミューズメント産業が提供するサービスの質的向上を目指し、他業種の最先端のサービス提供の状況や先進的な取り組みにより顧客が満足するサービスを提供しているアミューズメント施設の視察を行う。

(2) アミューズメント文化の海外への情報提供等 (海外市場の拡大に向けた取り組み) (AM国際委員会)

海外のアミューズメント市場の拡大を目的とし、会員企業が展開を行う際のリスク軽減に向けた方策や市場動向に関する情報を収集し、会員に提供する。

また、日本のアミューズメント製品の海外における競争力強化や、良質な海外製品の日本市場への導入に資するため、海外の実状視察や海外展示会 (中国 AAA、広州 GTI など) の情報を収集し、結果を会員に報告して情報共有を行う。

4. アミューズメント産業に関する展示会、講習会、研修会等の開催

(1) 展示会「ジャパン アミューズメント エキスポ (JAEP0)」の開催 (JAEP0 実行委員会)

2021年2月5日 (金)・6日 (土) の2日間、幕張メッセにおいて「ジャパン アミューズメント エキスポ 2021」を開催する。

(2) 関係法令、協会自主基準等に関する講習会の実施 (広報活動部会)

アミューズメント業界に関連する各種法令や協会の自主基準に関する説明会・講習会等を開催し、会員並びに業界関係者に広く有益な情報を提供する。

また、特に中小企業に対し新製品の時宜に適った発表の機会を提供するほか、製品の開発意図をオペレーターにご理解いただくための説明会 (新製品開発意図説明会) を開催し、業界の活性化を図る。

2020年度事業計画

5. アミューズメント産業に関する内外関係機関との交流の促進

(1) 国内関係機関との交流

- ① 経済産業省などの関係官庁及び同省関係団体との交流を行う。
- ② 消費者に適切な映像を提供することを目的とし、映像関連の団体と映像表現の倫理に関する連絡会を開催し、団体間の情報交換を行う。
映倫管理委員会
(一社) コンピュータエンタテインメント協会 (CESA)
コンピュータソフトウェア倫理機構
コンピュータエンタテインメントレーティング機構 (CERO)
- ③ (一社) コンピュータエンタテインメント協会、日本 e スポーツ連合 (JESU) 等の関係団体や (一財) デジタルコンテンツ協会等の周辺業界団体との連携を保ち、各種の情報収集を行う。
- ④ 経済産業省が所管する「キャッシュレス推進協議会」に参画し、情報収集と提供を行うことでアミューズメント業界におけるキャッシュレス化を推進する。

(2) 海外の業界団体との交流 (AM国際委員会)

アミューズメント産業に関する世界各国の法規制や商習慣等に関する情報収集や市場調査を目的として、海外のアミューズメント業界団体と協力関係の強化を図り、交流を促進する。また、各国業界団体が業界視察として来日した際の表敬対応を行う。

(3) 海外における知的財産権保護の活動 (AM国際委員会／調査・統計部会—知的財産委員会)

会員企業の有する知的財産権を保護するため、中国、台湾、韓国等のアジアを中心として、模造行為に対する情報を収集するとともに対応策を検討する。

6. アミューズメント産業に関する登録の推進

(1) アミューズメント機器の表示マーク制度 (倫理委員会—倫理審査委員会)

アミューズメント機器の健全性を保ち消費者に適切な製品を提供するため、「健全化を阻害する機械基準」に基づく表示マーク制度の周知徹底を図り、健全なアミューズメント機器が製造・販売・流通・営業されるように努める。

(2) AM プライズの表示マーク制度 (AMプライズ委員会)

AMプライズの健全性を保ち、消費者に適正なプライズを提供するため、AMプライズマーク制度を適切に運用して健全なプライズが流通するように努める。

7. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

施設営業事業部

1. 総説

JAIA施設営業事業部は、

- (1) アミューズメント施設が国民の余暇活動の一翼を担っていることを自覚し、
- (2) 青少年の健全育成にかかわる責務があることに留意し、
- (3) 地域社会の人々と協調した防犯活動に積極的に参加し、もって、国民の理解と協力を得て健全な施設営業を推進することを目的として、以下の諸活動を展開する。

2. 一般事業活動

(1) 公益事業活動

① 地域懇談会

地域懇談会は、法令の規制緩和に関して重要な意義を有しており、長年にわたって全国で開催してきたこの活動が、2016年6月の法改正の中で大きく評価を受けてきたところであり、

2020年度も、本部事業として全国展開する。各都道府県においては、都道府県庁、都道府県警察本部、教育委員会、地域の青少年問題に携わる方々と連携を密にし、懇談会を開催する。懇談会では、相互に意見交換し、アミューズメント施設の健全性の理解を高め、施設営業に資するとともに、事業部の諸活動に理解を求める。

② アミューズメント・ラブ・エイド

児童養護施設、養護学校、老人福祉施設などの方々をアミューズメント施設に招待し、あるいは機器を各施設に持ち込んで、アミューズメントに親しんで戴く「アミューズメント・ラブ・エイド(愛の助け合い運動)」の催しは、当会の社会福祉事業の一環として実施してきたところであり、当面は地域を限定して開催していくこととする。

(2) 業界活性化事業活動

店舗活性化推進委員会を中心として、市場活性化のための施策を立案し、加盟会員の経営基盤の拡充に努める。

① 店舗運営能力向上に向けた企画

店舗運営の活性化にあたっては、ハードとしての遊技機器があるほかに、ソフト面としての店舗従業員の接客能力向上のためのデモンストレーションイベントを開催してきたが、より多くの会員が参加できる「アミューズメントスタッフ検定」をJAEPOで開催し、店舗運営の収益向上や健全化の推進を図る。さらに、ショー会場へ来場しなかった会員のためにWEBでスタッフ検定を受験できるシステムを構築する。

② 店舗運営活性化企画

店舗運営の活性化に資するため、会員店舗の情報共有体制を構築。店舗運営のツール提供や、ゲーム機械に特化した研修の実施などの経営支援施策となるような施策を図る。

(3) 研修事業活動

① 店舗管理者研修会

九州・沖縄地区本部の主導のもと、店舗運営の向上に資するため2020年度も引き続き、同地区本部において開催する。

(4) 広報事業活動

機関紙JAIAプレスには、業界のトップ・ニュースをはじめ、理事会や専門委員会などを開催したホットな話題、報告を掲載、さらに、各地区本部、府県本部の活動内容、各地区で開催される地域懇談会、店舗管理者研修会などの開催状況、JAEPOなどの各種イベントなどの開催状況の掲載、行政官庁からの啓蒙活動の協力等、加盟会員に情報を発信し、業界への理解に資するために管轄警察機関をはじめ、地域団体や関係諸機関に配布する。

(5) 健全化事業活動

風適法及び、風適法施行条例等の法令を遵守し、健全営業の徹底に努めるため、以下の活動を行う。

① 健全営業の徹底

業界が抱える各種の規制があるが、業界が規制緩和を要望するためには、現行法規を厳守していることが前提となる。このことを加盟会員全員が認識し、施設運営の健全化を徹底する。特に16歳未満の年少者の立入り時間規制については、大半の都道府県条例において、平成28年6月23日の施行日より、保護者同伴の場合の時間規制緩和が行われているところであり、施設運営上での法令遵守を徹底する。

② 健全施設ステッカー

AOUステッカーは、加盟会員と非加盟会員とを識別し、店舗のお客様には安心安全に過ごしていただける施設であることが周知されてきているところ、現在の認知度を維持しつつ、「JAIA」ステッカーへのソフトランディングを視野に入れた対応も行う。

このステッカーは、地域懇談会などでは加盟会員店舗に掲示されていることを説明し、安心・安全なアミューズメント施設であることを説明。また、会員には、店舗の健全性の確保に努め、非加盟会員との差別化を顕著にすることにも繋がり、その効果は大きい。

③ 子供110番

全都道府県全店で展開している「子供110番の家」活動を継続する。行政当局及び全国防犯協会からも感謝されており、洩れなく活動の輪を広げることにより、犯罪から子供や女性等を守る地域活動に寄与する。

④規制緩和の要請

JAIA法規部と連携し、引き続き、業界の適正運営に資する規制の改正を要望していく。

3. 関係団体との連携活動

(1) 警察庁及び都道府県警察

JAIA法規部の事業として、警察庁との連携を密にし、施設営業上の諸問題に関して協議し、国民的視野に立った規制緩和について意見交換する。

各都道府県警察本部との連携に関しては、営業にあたっての法令上の問題点などについて意見交換を行い、業界からの要望事項を伝える。また、各警察本部本部長以下の幹部及び担当課を表敬訪問し、JAIAの活動について説明し、理解を求め、違法営業に関しての徹底的な取締りを要望する。

(2) 全国防犯協会連合会

全国防犯協会連合会(全国風俗環境浄化協会)が行う事業活動を積極的に支援し、また連携を密にして、旧 AOU の活動について説明し理解と協調を求める。

4. 事業部内諸活動

(1) 施設事業部会(運営委員会)

旧AOU理事並びにボードメンバーで構成、適宜開催し、JAIA理事会・総会に付すべき案件その他重要な案件について審議する。

遊園施設事業部

1. アミューズメント産業に関する調査研究事業

(1) 遊園施設に関する調査研究(遊園企画委員会/遊園技術委員会)

遊園施設に関する建築基準法をはじめとする関係法令の調査研究及び海外基準の情報収集・検討を行うとともにコンプライアンスの周知徹底を図り、事故防止のための活動を一層強化する。

また、本年度新設の「遊園施設の離隔距離」に関する告示について対応できるよう検討する。

2. アミューズメント産業に関する情報の収集及び提供

(1) 遊園施設に関する情報収集及び提供

(遊園企画委員会)

遊園施設に関する部会員間の情報交流及び関係法令の改正等関連情報の提供を行い、会員間の情報交換を行う。

また、定期検査報告受付による遊園施設の台数の取りまとめと地域・機種別の統計を行うなど建築関係法令以外の法令についても情報提供を行う。

3. アミューズメント産業に関する展示会、講習会、研修会等の開催

(1) 遊園施設に関する安全対策の調査研究と安全管理講習会の開催(遊園技術委員会)

多様化・高度化する遊園施設においては、日常の点検整備など維持管理面における安全確保と日常営業における運転操作など運行管理面からの安全確保がますます重要になっていることから、それらの観点から安全確保のための方策について調査研究するとともに関連法規について調査研究する。

本年度は、平成8年に作成した「遊園施設 安全管理マニュアル」の改訂作業を技術委員会において行う。

また、遊園施設の安全をテーマに例年開催している「遊園施設安全管理講習会」を開催する。本講習会は、昨年度97名の受講者があり、本年度も概ね同様の受講者数が見込まれる。

4. アミューズメント産業に関する内外関係機関との交流の促進

(1) 遊園施設に関する国内関係官庁及び団体との交流

(遊園企画委員会/遊園技術委員会)

国土交通省、経済産業省、特定行政庁などの関係官庁及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センターをはじめとする関係団体との交流、役員・委員の派遣等を行う。

(2) 海外の業界団体との交流(遊園国際委員会)

韓国のKAAPA((社)韓国総合遊園施設協会)等の遊園施設に関する海外団体との情報交換などを行う。

(3) IAAPAとの交流支援活動(遊園国際委員会/遊園企画委員会)

米国の国際的な遊園施設団体のIAAPAとの情報交換等交流活動を行う。

5. アミューズメント産業に関する登録の推進

(1) 遊園施設に関する定期検査報告(遊園技術委員会)

建築基準法第12条3項に基づく遊園施設の定期検査報告制度の調査研究と報告書の代行受付を行う。

なお、定期検査報告制度関連の関連法規等の改正等が行われた場合は、その改正事項を調査研究し、関係者に周知徹底する。定期検査報告台数については、概ね昨年度(2020年度)とほぼ同数の1,050台を予定。

(2) 中小企業等強化法に伴う証明書の発行

(遊園企画委員会)

遊園地用設備に関し、平成30年4月に施行された生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画について(経済産業省中小企業庁)に基づく証明書の発行事業を行う。

6. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

JAIA統一事業活動

1. アミューズメント・エキスポ事業

幕張メッセにおいて「ジャパン アミューズメント エキスポ2021」を開催する。会員企業の製品発表の場、会員企業と業界関係者との交流の場、あるいは、広く内外にアミューズメントマシンの楽しさ・すばらしさを広める場として2月5・6日に開催する。また、開催初日には、ショー懇親パーティを都内ホテルで開催する。

2. 業界実態調査

機器メーカー及び施設営業者などについての実態委託調査を行い、「アミューズメント産業界の実態調査」として纏め、会員及び関係諸機関・団体等に配布する。

3. ゲームの日

11月23日をアミューズメントファン感謝デーとし、全国の各施設が一丸となってゲームの日を開催する。

感謝デーに並行して、施設利用者を対象としたアンケート調査を行い、これを「ゲームセンター利用者調査」として取り纏め、上記「実態調査」に編集して掲載し、施設利用者の実態紹介資料として活用する。

4. 賀詞交歓会

JAIA主催の賀詞交歓会を、2021年1月15日、東京において開催し、業界関係者の親睦を図るとともに情報交換をする。

以上

会長



里見 治

(株)セガホールディングス
取締役名誉会長

副会長



石井 光一

(株)タイトー
取締役会長

専務理事



柴田 健

一般社団法人
日本アミューズメント産業協会

常務理事



上山 辰美

一般社団法人
日本アミューズメント産業協会

常任理事



山下 滋

(株)セガ
取締役副会長

常任理事



萩原 仁

(株)バンダイナムコエンターテインメント
代表取締役社長

常任理事



中川 実

三精テクノロジーズ(株)
代表取締役会長

常任理事



内田 慎一

(株)友栄
代表取締役社長

理事



浅尾 洋光

サンパス・ライド(株)
代表取締役社長

理事



今泉 元秀

(株)カプコン
常務執行役員

理事



上田 和弘

(株)アスモ
代表取締役社長

理事



岡田 拓志

(株)ゼムス
取締役会長

理事



沖田 勝典

(株)コナミアミューズメント
代表取締役社長

理事



梶 修明

プレビ(株)
代表取締役社長

理事



菊池 康男

(株)ワイドレジャー
代表取締役

理事



佐藤 隼夫

システムサービス(株)
代表取締役会長

理事



高島 省吾

泉陽興業(株)
常務取締役東京支社長

理事



田坂 吉朗

フリー(株)
取締役会長

理事



筒井 雅久

(株)アミパラ
取締役会長

理事



藤原 信幸

(株)イオンファンタジー
代表取締役社長

理事



宮本 和彦

(株)共和コーポレーション
代表取締役社長

理事



湯之前 輝寿

(株)ラウンドワン
運営企画本部部長

監事



功刀 榮夫

功刀榮夫税理士事務所
税理士

監事



今野 創

(株)ソー
代表取締役社長



JAIA店舗活性推進委員会(畦田在隆委員長)では、店舗データベース(DB)システムの一環として会員各社にPOPを無償配布する準備を進めているが、会員からの問い合わせを背景に、コロナ対策のポスターを作成、配信をスタートさせた。

ポスターは全6種で、ダウンロード先は下記URL。画面には誰でも入れるが、ダウンロードには右記画面の通りIDとパスワードが必要となっている。

なお、大判印刷希望の際は、A1サイズ1枚1,500円、B1サイズ1枚2,000円で1枚から対応可能(大量の場合は割引有)なのでお問い合わせを。

【ダウンロード先】<https://www.arkfront.jp/jaia/> 【ID・パスワード等のお問合先】jhaneda@jaia.jp



東京都 感染防止徹底宣言ステッカー



新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、事業を実施していくためには、店舗(事業所)等での感染防止対策の徹底が重要との観点で、東京都では、事業者が実施すべき感染防止対策を掲載したチェックシートを作成。チェックシートにある感染防止対策をすべて実施し専用フォームから申請すると取得できる「感染防止徹底宣言ステッカー」の配布を開始した。

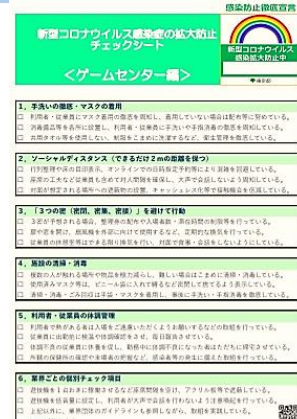
対象は、東京都内の施設、または都内で実施するイベント。「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗等の目立つところに掲示することで、業種ごとに取り組む対策を実施していることが一目でわかり、安心して利用できる店舗であることをアピールできる。同取組への協力を。

【東京都防災ホームページ 感染防止徹底宣言ステッカー】

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

申請方法

- ① 東京都防災ホームページから「東京都感染拡大防止チェックシート<ゲームセンター編>」(右)を開き、店舗等の実施状況を確認。
- ② 未実施の対策がある場合は、追加で実施する。
- ③ すべての感染防止対策が実施できたら、申請フォームから「感染防止徹底宣言ステッカー」をオンラインで取得。印刷して店舗等で掲示する。



7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です

毎年7月(7月1日～31日)は、内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。昭和54年以来実施されているこの啓蒙活動には、JAIAも協賛団体として名を連ねています。ちなみに、参加省庁等＝各省庁、都道府県、市区町村、協力団体＝25団体(青少年育成関係団体等)、協賛団体＝62団体(業界団体等)。

令和2年度は、最重点課題を「SNS利用に係る子供の性被害等の防止」とし、重点課題として「有害環境への適切な対応」「薬物乱用対策の推進」「不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止」「再非行(犯罪)の防止」「いじめ・暴力行為等の問題行動への対応」の5つが掲げられています。

なお、取組にあたっては、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に基づき、『三つの密』を避けるなどのまん延防止に努めるとともに、地域の実情に応じた効果的な活動を行うこととする」とされています。

今年度のポスターは、右写真。JAIA施設営業事業部事務局から6月下旬、加盟会員の本社宛に発送予定です。

各位におかれましては、7月末まで店舗に掲示青少年の非行・被害防止にご協力下さい。



ポスター掲示にご協力ください

【お問合せ先】 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 青少年環境整備担当
TEL03-6257- FAX03-6257-1905
<https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/hikouhigai/gekkan.html>

東京都のゲームセンター (アミューズメント施設) に対する休業要請解除

都の要請に沿って、JAIA会員の皆さまに休業の協力をお願いをしてまいりましたが、6月11日、東京アラートが解除、同時に休業要請の緩和の段階がステップ3に移行されたことから、6月12日午前零時、休業要請の解除となりました。会員の皆さまの真摯な対応に深く感謝致します。

これより営業再開となるわけですが、新型コロナウイルスの感染は終息とはなっておらず、今後、第2波への警戒が必要である、とのこと。

会員の皆さまには、協会策定のガイドラインを指針に、都の事業者向けガイドラインをチェック項目として、貴施設の最適な感染防止策の最適な感染防止策の実行に引き続き努めていただくようお願い致します。

※当件に関するお問い合わせは、JAIA本部事務局(03-6272-9401)まで。

東京都の新支援(6月10日付)のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づく取組を支援します!

業界団体が作成した感染拡大予防ガイドラインの普及啓発から、東京都ではガイドライン等に沿った都内中小企業の具体的な取組までを支援する「新しい生活様式に対応したビジネス展開支援事業」(取組経費の一部を助成)を実施。以下の通り募集を行います。

(1) 助成対象

令和2年5月14日現在、都内に登録簿上の本店または支店があり、都内で実質的に事業を行っている中小企業者、一般財団法人、一般社団法人、NPO法人、中小企業団体等

(2) 助成内容

ガイドライン等に基づく感染予防対策費用

- 助成対象経費…内装・設備工事費、備品購入費
- 助成限度額…50万円(内装・設備工事費を含む場合は100万円)
- 助成率…助成対象経費の3分の2以内
- 助成対象期間…令和2年5月14日から10月31日まで

(3) 受付期間

令和2年6月18日(木)～8月31日(月)(予定)

※申請方法等、詳細は以下URLを参照してください。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/06/10/10.html>

アミューズメント施設における景品提供営業のガイドライン

2014年3月27日制定

2019年9月26日改正

(一社) 日本アミューズメント産業協会[JAIA]

1. 目的

アミューズメントマシンにより提供される景品についてその種類、内容および営業方法を規定することにより、公正な競争秩序を確立するとともに、景品提供営業さらにはアミューズメント業界の将来に向けた健全な発展に資することを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで規定する景品とは風俗営業適正化法第2条第1項第5号で規定されるゲームセンター等における営業において使用される「遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」で提供される物品をいう。

3. 景品の内容

①景品の価額

景品として提供する物品は小売価格でおおむね800円以下のものとする。

小売価格とは、景品専用開発された商品を除き、一般市場における価格とする。

なお、景品専用開発された物品であっても1個あたりの価格はおおむね800円を超えてはならない。

②景品の種類

善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持および青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する観点から、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限る。

また、食品衛生法の遵守および他者の知的財産権を侵害することがないようすべきである。

以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

- i たばこ、喫煙器具類およびこれらをモチーフにした物品
- ii 酒類、および酒をモチーフにした物品
- iii 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を含有する物品

- iv 青少年の健全な育成や公序良俗を阻害する内容が印刷または記録された各種メディア(図書、写真、フィルム、ビデオテープ、CD-ROM・DVDなどの記録メディア類)
- v 性的な行為の用に供する物品および性器を模した物品
- vi ショーツ、ブラジャー等の下着類
- vii 金券類および類似品
- viii 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品
- ix 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他者の知的財産権を侵害している物品
- x 心身に危害を与える恐れのある物品(レーザーポインター、刃物類)
- xi 動物愛護の精神に反する恐れのある生物

4. 景品提供の方法

- ① クレーン式遊技機等の遊技設備によりクレーンで釣り上げるなどした物品で小売価格がおおむね800円以下のものを提供すること。
- ② 景品は、あらかじめ表示されている物品と同一のものでなければならない。
- ③ 景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- ④ カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- ⑤ 提供した景品をもって他の景品と交換してはならない。
- ⑥ 景品が手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本ガイドラインの定めるところにより、景品の取り扱いを行わなければならない。
- ⑦ 風俗営業適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. 附則

このガイドラインは、2019年9月26日から適用する。

ユーザーの声

- ゲームの整備が完璧！ だから、とても面白く遊べた。(山口・19歳・♀)
- 店員さんがまともで本当にいい。(山口・17歳・♂)
- 店内がいつもきれいでとてもいいと思う。(山口・49歳・♂)
- 高齢者にも楽しく遊べるゲーム機があったらいい。簡単に楽しく遊べるゲーム。(山口・67歳・♀)
- 音ゲー同士の間に防音の壁がないと隣の人に気をつかうなー。(山口・29歳・♂)
- レトロゲームが少しくらい欲しい。(大阪・29歳・♂)
- もう少し子供向けのゲームがあればよい。それから音楽が大きいので会話の声が聞こえにくい。(山口・41歳・♀)

- 前回来た時はとても楽しく遊べたが、今日は機械の故障が多かったりして、なんか、楽しさが半減した。がっかりだった。(栃木・40歳・♀)
- ロッカーの数を増やして欲しい。(栃木・51歳・♀)
- 静かにできる場所も欲しい。(栃木・41歳・♂)
- ゲーム機の下にお菓子のくずが落ちていた。汚いと思った。隅々まで掃除をした方がいいですよ。(栃木・44歳・♀)
- メダルが詰まって落ちないプッシャーがあった。それ以外はとても楽しかった。(栃木・35歳・♀)
- 施設内に時計があると助かる。トイレがきれいでもとても良かった。色々な料金割引システムがうれしい。(栃木・48歳・♀)
- ピカピカしてて楽しい。(栃木・16歳・♂)

お知らせ

今年度の「青少年指導員養成講座・東京会場」(9月9日～10日予定)、「青少年指導員養成講座・大阪会場」(11月11日～12日予定)、「全国情報交換会」(沖縄にて10月21日～22日予定)は中止とさせていただきます。ご理解の程よろしくお願い致します。